

会員無料(定員24名)

2023年度第3回
大阪会場
10月12日(木)・13日(金)

豊通労災会 会員限定 職長教育研修のご案内

研修の特徴

- (1) ①本研修は、労働安全衛生法第60条に規定された法定教育となります。
②事業場の安全衛生は職長等現場監督者がキーパーソンとなるとの観点から、同法第60条で監督者に対し業務遂行上の必要な事項について教育すべきこととしてその実施が事業者には義務づけられています。
③労働安全衛生規則第40条で、11科目12時間以上の教育を実施することを定めています。
④2日間の研修受講後に終了証を即日発行し手交します。(2日間の全てのスケジュール受講が条件)

<労働安全衛生法第60条抜粋>

新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- (2) リスクアセスメント・危険予知等の安全活動を体系的に学ぶことができます。
- (3) 座学のみならず、受講者参加型のグループワークも数多く盛り込んでおり、グループワークを通じ現場力の向上につながります。
- (4) 通常有料の職長教育研修を、豊通労災会会員の皆様は1社2名まで無料にて受講申し込みが可能です。
* 申込が定員数を超える場合は抽選となります。
* 状況等により定員数を調整させて頂く場合もございます。
* 最低催行人数が8名となります。受講者数が7名以下となる場合は、研修中止となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。



研修の対象

- (1) 対象業種：全業種（特に、下記に示す労働安全衛生法施行令第19条による職長教育を行うべき業種）
- (2) 対象層：職長等・労働者を直接指導又は監督する者・今後そのような立場になる者
- (3) 対象人数：1社2名まで申し込み可能です

特に研修を行うべき業種（労働安全衛生法施行令第19条）

1. 建設業
2. 製造業 ただし次に掲げるものを除く
イ たばこ製造業
ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）
ハ 衣服その他の繊維製品製造業
ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）
3. 電気業
4. ガス業
5. 自動車整備業
6. 機械修理業

令和5年4月1日の法改正により新たに
下記業種が職長教育研修の対象になりました。

- ① 食品製造業
- ② 新聞業
- ③ 出版業
- ④ 製本業及び印刷物加工業

照会先：豊通労災会事務局

〒453-6129 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート29 F

TEL: 052-584-4703

E-mail: toyotsu-rousaikai@tip.toyotsu.net

研修スケジュール

研修日程：10月12日（木）13日（金）の2日間

講師：MS&ADインターリスク総研株式会社のコンサルタント

時間	教科目
【第1日目】 10月12日（木） 9:30～10:00	・開講及びオリエンテーション ・研修概要説明
10:00～11:45	I. 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1. 安全衛生と職長（監督者）の役割 2. 監督及び指示の方法 3. 指導及び教育の進め方
11:45～12:45	昼食・休憩
12:45～15:05	II. 危険性又は有害性等の調査の方法及び結果に基づき講ずる措置（その1） 4. 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の概要 5. 危険性又は有害性等の調査の方法
15:05～17:15	II. 危険性又は有害性等の調査の方法及び結果に基づき講ずる措置（その2） 6. 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置（実施・運用） 7. 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法
【第2日目】 10月13日（金） 9:30～11:45	III. 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 8. 労働者の適正な配置の方法（健康管理を含む） 9. 作業手順の定め方 10. 作業方法の改善
11:45～12:45	昼食・休憩
12:45～15:15	IV. 作業設備及び作業場所の保守管理に関すること 11. 作業設備の安全化 12. 作業環境改善の方法及び環境条件の保持 13. 安全または衛生のための点検
15:15～17:00	V. 異常時・災害発生時における措置に関すること 14. 異常時・災害発生時における措置 15. 災害事例研究
17:00～17:15	・修了証交付 ・閉講及びアンケート記入

研修会場

三井住友海上大阪淀屋橋ビル（大阪市中央区北浜4-3-1 ※会場は16階 大ホール）

最寄駅：地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅10番出口から直結/京阪本線 淀屋橋駅3番出口から徒歩1分/
地下鉄四つ橋線 肥後橋駅5-A出口から徒歩6分

※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。

照会先：豊通労災会事務局

〒453-6129 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート29F

TEL: 052-584-4703 E-mail: toyotsu-rousaikai@tip.toyotsu.net